○農林水産省告示第二千二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬中切字板鶴七〇（次の図に示す部分に限る。）、六八の三、六九の三、七一の一、字小洞七三の二・七三の六・七三の九・七三の一〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七三の一、七三の三から七三の五まで、七三の七、七三の八、字小川林九三から九六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町山田字寄合谷二八〇八の一一、二八〇八の二六、字釜ケサコ二八一一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町打保字宮ノ外五四二の一二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町小津字下瀬古六九二・六九四・六九七・七一八・七二三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六九三、六九五、六九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　送電変電設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市池場字亀渕二の一四・二の二〇（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町小野雨石三四の九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市波賀町戸倉字宮ノ向一六五の二から一六五の四まで、一六五の六、一六五の三一、一六五の八九、一六五の九〇、一六五の九四から一六五の九七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町福知字藪一五〇三の一六、一五〇三の三一、一五〇三の三三、一五〇三の三四、一五〇三の四七、一五〇三の五一、一宮町横山字上三谷三二五の九、三二五の一四から三二五の一八まで、三二五の二〇、三二五の二二、一宮町倉床字生身二七四の五、二七四の一五、二七四の一七、二七四の二五、二七四の四三、二七四の四四、二七四の四八、字青菜三三九の一四、三三九の一五、三三九の一九から三三九の二三まで、三三九の三〇、三三九の三二、波賀町日ノ原字馬ヅメ九五七の八、九五七の九、九五七の一一、九五七の一三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。